

2 0 2 6 年 度（令和 8 年 度）

福 山 市 加 茂 町 及 び 神 辺 町 地 内

樹 木 伐 採 等 業 務 委 託（E 区 域）実 施 設 計 書

委
託
概
要

業務区域
大町公園外93公園
伐採及び剪定等業務 一式

樹木伐採等業務委託特記仕様書（事務処理）

（趣旨）

第1条 この特記仕様書により、発注者が定めた区域に存する市が管理する都市公園等の樹木伐採および剪定等の業務（以下「樹木伐採等業務」という。）を、受注者に委託して行うことに関し必要な事項を定める。

（指示業務）

第2条 受注者は、発注者から指示のあった次に掲げる業務（以下「指示業務」という。）を実施するものとする。この場合において指示業務は、1回の指示による業務委託料が100万円未満となるものとする。

(1) 樹木伐採・剪定

公園樹木の伐採および剪定に関すること。

(2) その他

公園内の除草等の管理に関すること。

2 発注者は、公園樹木等の状況に応じて、区域内の業務を受注者に指示しないことができる。

（業務責任者の配置）

第3条 受注者は、直接的雇用関係にある者を業務責任者として2名配置し、そのうち本業務に係る技術者資格を有する1名を、統括業務責任者としなければならない。

2 受注者は、統括業務責任者及び業務責任者を配置した場合は、統括業務責任者及び業務責任者通知書により、その名前等を発注者に通知しなければならない。統括業務責任者又は業務責任者を変更した場合も同様とする。

3 統括業務責任者は樹木伐採等業務委託の統括を、業務責任者は指示業務の管理を行うものとする。

4 統括業務責任者及び業務責任者は、指示業務に関する連絡が取れ、施行体制を整えることができる者でなければならない。

5 業務責任者の専任配置は、義務を要しないものとする。

（樹木伐採等業務の実施）

第4条 受注者は、樹木伐採等業務の実施に当たって、あらかじめ業務実施計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。

2 受注者は、樹木伐採等業務が完了したときは、その成果をあらわす書類等を添付し、業務委託完了報告書を発注者に提出するものとする。

（指示業務の実施）

第5条 発注者は、業務箇所、概要等を記載した樹木伐採等業務指示書（以下「指示書」という。）により、受注者に指示業務の実施を指示する。

2 前項の規定による指示は、受注者が指示書を受理することにより、指示があったものとする。ただし、緊急時等のやむを得ないときは口頭、電話、FAX等の方法により、指示することができるものとし、指示後、速やかに指示書を取り交わすものとする。

- 3 受注者は、前項の規定による指示があったときは、遅滞なく、業務に着手しなければならない。
ただし、発注者の了承を得た場合はこの限りではない。
- 4 受注者は、指示業務が緊急的又は応急的な対応を要するときは、直ちに出勤し、必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、業務（指示業務を含む）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、受注者から委任（下請負）承諾願が提出された場合において、緊急時等やむを得ない業務として発注者が認めた場合はこの限りではない。
- 6 発注者は、指示業務の実施に当たり、契約の単価にない業務の実施を指示する必要があるときは、受注者と協議して単価を追加することができる。この場合の追加する単価は、土木工事標準積算基準書（広島県）等に基づき算出した単価（直接工事費）に、当初諸経費率及び当初設計金額に対する当初業務委託料の割合（落札率）を乗じて得た額とする。

（検査及び支払）

第6条 受注者は、樹木伐採等業務委託に関わる前払金を請求できないものとする。

- 2 受注者は、指示業務ごとに業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、指示業務が完了したときは、遅滞なく、樹木伐採等業務委託特記仕様書（指示業務）に基づき必要な書類を添付し、指示業務完了通知書により、発注者へ通知するものとする。
- 4 発注者は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に検査し、業務委託料を決定するものとする。
- 5 前項の業務委託料は、数量に契約の単価を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 受注者は、第3項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求できるものとする。
- 7 発注者は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

樹木伐採等業務委託特記仕様書（指示業務）

第1章 総則

第1節 適用

- ・本特記仕様書は、樹木伐採等業務委託（E区域）に適用する。
- ・本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
- ・広島県 土木工事共通仕様書、「業務指示書（別冊図面、仕様書）」、「福山市建設工事執行規則」、「福山市工事検査技術基準」
- ・その他関連規格類

第2節 業務委託区域の定義

- ・本業務委託におけるE区域とは以下の区域とする。
なお、この場合の小学校区とは、福山市立小学校、中学校および義務教育学校の通学区域に関する規則に定める小学校の学区をいう。
加茂小学校、中条小学校、道上小学校、湯田小学校、御野小学校、竹尋小学校及び神辺小学校の学区
区域内にある業務対象公園は別紙の通りとする。
- ・業務区域に一部でも係る公園は業務の対象とする。

第3節 地元への周知・地権者への承諾

- ・受注者は、地先住民、町内会長、公園管理者に業務着手及び業務完了の報告を行うこと。また、業務着手に先立ち地先住民及び貸借人には具体的な施工内容、方法、時期等の説明を行い、承諾を得ること。

第4節 業務実施計画書の作成

受注者は、契約締結の日以後1か月以内に業務実施計画書を発注者へ提出すること。業務実施計画書に記載すべき項目は、業務概要・作業計画・安全対策・緊急連絡網・清掃ごみの処分方法・その他発注者が求める事項とする。

第5節 施工承認図の作成

- ・受注者は、業務着手に先立ち監督員より求められた場合、施工承認図を作成し監督員に提出すること。

第6節 出来形管理

- ・出来形については、寸法・形状等の写真記録を行い、適切に管理すること。
- (1) 高木（伐採・剪定）
施工前・施工中・施工後の状況について撮影・写真帳を作成し、保管（以下「写真管理」という。）すること。
樹木の幹周（胸高約1.20m）を測定し写真管理すること。
- (2) 中低木（伐採・剪定）
施工前・施工中・施工後の状況を写真管理すること。
せん定後の樹高・幅・長さを測定し、写真管理すること。
- (3) 処分
積込前と積込後の状況を写真管理する。その際には、黒板に「廃棄物搬入届兼許可伝票ナンバー」を明記し、写真内へ表示すること。

第2章 施工条件

第1節 工程

1 施工時間

- ・日中は8:00～17:00の時間帯を見込んでいる。

2 関係機関との協議

- ・業務着手に先立ち受注者の責務の基、埋設物の確認等を行い、各関係機関との協議を行うこと。

3 事前・事後調査

- ・業務着手に先立ち受注者の責務の基、業務にて影響を及ぼす箇所については、事前事後の調査を行い、業務を行うこと。

第2節 安全対策

1 安全対策について

- ・業務に当たっては、常に来園者の安全を確保するための措置を講じるとともに、作業の円滑な進捗を図ること。
- ・業務に当たっては、常に来園者の安全を確保するための措置を講じるとともに、作業の円滑な進捗を図ること。作業中に建物、工作物等を破損したとき、又は破損を発見したときは、速やかに発注者へ報告すること。なお、本業務地内の工作物等を移動する必要があるときは、発注者と協議を行うこと。
- ・本業務期間中、当該公園内における催事に係る対応について、発注者と十分協議・調整を行い、指定する期日までに当該公園の環境を良好な状態にすること。
- ・当該公園及び公園内施設への入退場に要する鍵は貸与することとする。受注者は、業務完了後に遅滞なく貸与された鍵を発注者へ返却すること。なお、当該公園内での車両の使用時には、施設や芝生等を傷めることがないように必要な措置を講じること。
- ・作業中は一般車両の当該公園内への誤進入を防止するための措置を講じること。

第3節 樹木の処分

樹木の処分

- ・せん定、伐採、除草及び清掃等により発生した樹木等は表1「受入施設及び受入基準」に基づき、ふくやま環境美化センターで「廃棄物搬入届兼許可伝票」を使用して処分すること。
- ・「廃棄物搬入届兼許可伝票」が必要になったときは、使用予定枚数を発注者へ報告し、受領すること。なお、受け取った「廃棄物搬入届兼許可伝票」で未使用のものは、速やかに発注者へ返却すること。やむを得ず受注者が保管するときには、発注者の承認を得ること。
- ・表1「受入施設及び受入基準」に適合しない樹木（幹の直径が20cmを超えるもの）は「チップ」として再利用するため、次の条件に適合するよう処理し、チップ化施工業者（表2「チップ化施工業者」）へ直接搬入するものとする。
- ア 幹の直径20cmを超えるものは、長さ3m未満に切断して搬入する。
- イ 小枝・葉又は腐っている樹木は、チップ化製品に適合しないため取り除いて搬入する。
- ウ 小枝・葉又は腐っている樹木は、ふくやま環境美化センターへ搬入する。

表1 受入施設及び受入基準

	受入施設	ごみ種	受入施設	受入基準2
①	ふくやま環境美化センター	A	幹の直径10cm以下の樹木	長さ50cm以下の樹木・草等
		B	幹の直径20cm以下の樹木	長さ2m以下の樹木等

表2 チップ化施工業者

①企業名	大光産業	②企業名	笠岡物産・大洋物産
場所	福山市南松永町四丁目2-55	場所	福山市南松永町三丁目1-52
電話番号	934-4868	電話番号	933-5669
受入時間	8:30～17:00	受入時間	8:30～17:00

第3章 その他

第1節 その他項目

- ・本特記仕様書及び指示書等に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。
- ・本工事は、法定外の労災保険契約の保険料を見込んでいる。

別紙 公園一覧

公園コード	公園名	公園種別	学区
26	加茂公園	特殊公園	加茂
83	大町公園	街区公園	加茂
103	加茂横町公園	街区公園	加茂
104	加茂中野第 1 公園	街区公園	加茂
105	加茂中野第 2 公園	街区公園	加茂
106	加茂中野第 3 公園	街区公園	加茂
115	加茂が丘第 1 公園	街区公園	加茂
116	加茂が丘第 2 公園	街区公園	加茂
117	加茂が丘第 3 公園	街区公園	加茂
118	加茂が丘第 4 公園	街区公園	加茂
160	下加茂公園	街区公園	加茂
209	多田公園	街区公園	加茂
258	中野二丁目公園	街区公園	加茂
287	八軒屋第 1 公園	街区公園	加茂
383	湯壺公園	街区公園	加茂
547	吉野山公園	地区公園	神辺
548	堂々公園	特殊公園	御野
549	山王山公園	特殊公園	湯田
550	新徳田第 1 公園	街区公園	湯田
551	新徳田第 2 公園	街区公園	湯田
552	新徳田第 3 公園	街区公園	湯田
553	新徳田第 4 公園	街区公園	湯田
554	新徳田第 5 公園	街区公園	湯田
555	新徳田第 6 公園	街区公園	湯田
556	瀬戸田公園	街区公園	湯田
557	大坪公園	街区公園	湯田
558	加山公園	街区公園	湯田
559	大宮公園	街区公園	湯田
560	慶応寺公園	街区公園	湯田
561	横黒公園	街区公園	湯田
562	国分寺公園	街区公園	御野
563	古市公園	街区公園	神辺
564	トーヨド正町公園	街区公園	竹尋
565	上竹田トーヨド公園	街区公園	竹尋
566	下竹田公園	街区公園	竹尋
567	誠和公園	街区公園	竹尋
568	神辺旭丘第 1 公園	街区公園	竹尋
569	神辺工業団地公園	街区公園	竹尋
570	脇所公園	街区公園	湯田
571	箱田公園	街区公園	湯田
572	西中条公園	街区公園	中条
573	サヤノ下第 1 公園	街区公園	道上
574	サヤノ下第 2 公園	街区公園	道上
575	道上西ノ町公園	街区公園	道上
576	深安公園	街区公園	道上

別紙 公園一覧

公園コード	公園名	公園種別	学区
577	小屋公園	街区公園	神辺
578	持田ヶ丁公園	街区公園	湯田
579	小山公園	街区公園	中条
580	藤森公園	街区公園	中条
581	梶久公園	街区公園	中条
582	旭公園	街区公園	御野
583	八幡原公園	街区公園	御野
584	川北メープルタウン公園	街区公園	湯田
585	中柳公園	街区公園	湯田
586	橋本公園	街区公園	湯田
587	狭間ふれあい公園	街区公園	竹尋
593	道上 1 号公園	街区公園	道上
594	道上 2 号公園	街区公園	道上
595	道上 3 号公園	街区公園	道上
596	道上 4 号公園	街区公園	道上
597	道上 5 号公園	街区公園	道上
605	道上起公園	街区公園	道上
608	加茂川公園	街区公園	加茂
610	九反田公園	街区公園	湯田
614	十三軒屋公園	街区公園	道上
615	小屋第 2 公園	街区公園	神辺
643	川北ハイツ公園	街区公園	神辺
647	川南九ノ丁公園	街区公園	神辺
648	神辺健康広場公園	街区公園	湯田
653	道上長光公園	街区公園	道上
654	川南九ノ丁東公園	街区公園	神辺
655	川南十三ノ丁公園	街区公園	神辺
658	川南九ノ丁中公園	街区公園	神辺
661	湯野公園	街区公園	湯田
666	京免町公園	街区公園	御野
670	川南十ノ丁公園	街区公園	神辺
671	箱田東公園	街区公園	湯田
673	古市西公園	街区公園	神辺
676	兼代公園	街区公園	湯田
677	川北公園	街区公園	神辺
678	道上中坪公園	街区公園	道上
686	上御領南公園	街区公園	御野
687	道上起第 2 公園	街区公園	道上
693	道上古池東公園	街区公園	道上
694	十九軒屋公園	街区公園	道上
695	道上新池東公園	街区公園	道上
698	下御領西公園	街区公園	御野
699	川北南ノ丁公園	街区公園	神辺
700	湯野東公園	街区公園	湯田
709	徳田加屋中公園	街区公園	湯田

別紙 公園一覧

公園コード	公園名	公園種別	学区
710	下御領東公園	街区公園	御野
711	箱田東第 2 公園	街区公園	湯田
713	半山池北公園	街区公園	湯田
718	上加茂五反田公園	街区公園	加茂

2026年度(令和8年度)樹木伐採等業務委託(E区域)契約単価

契約単価(税抜き)の算出の仕方

・契約単価
・設計単価

$$\begin{aligned} & \text{設計単価} \times (\text{B}) \\ & \text{単価(設計)} \times (\text{A}) \end{aligned}$$

(A) 諸経費率＝工事価格(設計)÷直接工事費(設計)
間接工事費工種区分：公園工事

$$= \frac{\quad}{\quad} \quad (\text{少数第4位を四捨五入して少数第3位止め})$$

(B) 設計金額に乗じる設計金額に対する業務委託料の割合(落札率)＝予定総額÷工事価格(設計)

$$= \frac{\quad}{\quad} \quad (\text{四捨五入無し})$$

番号	施工名称・規格	単 位	単 価	数 位	備 考
1	樹木管理(伐採) チェンソー伐り 幹周20cm未満	本		整数切上げ	
2	樹木管理(伐採) チェンソー伐り 幹周20cm以上30cm未満	本		整数切上げ	
3	樹木管理(伐採) チェンソー伐り 幹周30cm以上60cm未満	本		整数切上げ	
4	樹木管理(伐採) チェンソー伐り 幹周60cm以上90cm未満	本		整数切上げ	
5	樹木管理(伐採) チェンソー伐り 幹周90cm以上120cm未満	本		整数切上げ	
6	樹木管理(伐採) 幹周120cm以上150cm未満	本		整数切上げ	
7	樹木管理(伐採) 幹周150cm以上200cm未満	本		整数切上げ	
8	樹木管理(伐採) 幹周200cm以上250cm未満	本		整数切上げ	
9	伐採時高所作業車運転 トラック架設リフト・ブーム型(直伸式) 作業床高さ12m	日		整数切上げ	
10	高木剪定 幹周30cm未満	本		整数切上げ	
11	高木剪定 幹周30cm未満以上幹周60cm未満	本		整数切上げ	
12	高木剪定 幹周60cm未満以上幹周90cm未満	本		整数切上げ	
13	高木剪定 幹周90cm未満以上幹周120cm未満	本		整数切上げ	
14	高木剪定 幹周120cm未満以上幹周150cm未満	本		整数切上げ	
15	高木剪定 幹周150cm未満以上幹周180cm未満	本		整数切上げ	
16	高木剪定 幹周180cm未満以上幹周210cm未満	本		整数切上げ	
17	高木剪定 幹周210cm未満以上幹周240cm未満	本		整数切上げ	
18	高木剪定 幹周240cm未満以上幹周270cm未満	本		整数切上げ	

2026年度(令和8年度)樹木伐採等業務委託(E区域)契約単価

番号	施工名称・規格	単 位	単 価	数 位	備 考
19	高木剪定 幹周270cm未満以上幹周300cm未満	本		整数切上げ	
20	剪定時高所作業車運転 トラック架設リフト・ブーム型(直伸式) 作業床高さ12m	日		整数切上げ	
21	トラック運転 2t積	日		整数切上げ	
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					

設計単価算出資料

工事価格（設計）算出方法

算定方法は1回の指示業務における業務委託料を100万円未満として次のとおり算定する。

(1) 工事原価

ア 直接工事費

各指示業務の合計の直接工事費を算定する。

イ 間接工事費

(ア) 共通仮設費

a 共通仮設費の率分

対象額は各指示業務の合計とし、率は1回の指示業務（対象額100万円未満）を見込んで算定する。

なお、処分費等が「共通仮設費対象額＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合、処分費等が「共通仮設費対象額＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

b 共通仮設費率の補正

本業務において、公園内（場内）での作業を見込んでいるため、補正は行わない。

c 積上げ計算による部分

各指示業務で必要な経費の合計を積み上げる。

(イ) 現場管理費

a 現場管理費の算定

対象とする純工事費は各指示業務の合計とし、率は1回の指示業務（対象額100万円未満）を見込んで算定する。

なお、処分費等が「共通仮設費対象額＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合、処分費等が「共通仮設費対象額＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

b 現場管理費率の補正

本業務において、公園内（場内）での作業を見込んでいるため、補正は行わない。

(2) 一般管理費等

a 一般管理費等の算定

対象とする工事原価は各指示業務の合計とし、率は各指示業務の合計で算定する。

なお、処分費等が「共通仮設費対象額＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合、処分費等が「共通仮設費対象額＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

b 一般管理費等率の補正

本業務における前払い金支出割合の補正及び契約保証の補正は行わない。

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 70 福山市 00-08.07.01(0)	《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン	
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	09 公園工事 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 00 補正無し 03 補正しない		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
各工種共通					Y1H06 レベル1
樹木管理工	1	式			Y1H0601 レベル2
伐採工	1	式			Y1H060105 レベル3
樹木伐採 【構造物区分,工法区分,施工規模】	1	式			Y1H06010515 レベル4
樹木管理（伐採） チェーンソー伐り 幹周20cm未満	3	本			V00BS1 00 単第0 -0001 表
樹木管理（伐採） チェーンソー伐り 幹周20cm以上30cm未満	2	本			V00BS2 00 単第0 -0003 表
樹木管理（伐採） チェーンソー伐り 幹周30cm以上60cm未満	2	本			V00BS3 00 単第0 -0004 表
樹木管理（伐採） チェーンソー伐り 幹周60cm以上90cm未満	1	本			V00BS4 00 単第0 -0005 表

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
樹木管理（伐採） チェンソー伐り 幹周90cm以上120cm未満	1	本			V00BS5 00 単第0 -0006 表
樹木管理（伐採） 幹周120cm以上150cm未満	1	本			V00BS6 00 単第0 -0007 表
樹木管理（伐採） 幹周150cm以上200cm未満	1	本			V00BS8 00 単第0 -0008 表
樹木管理（伐採） 幹周200cm以上250cm未満	1	本			V00BS9 00 単第0 -0009 表
伐採時高所作業車運転 トラック架設リフト・ブーム型(直伸式) 作業床高さ12m	1	日			S9349 00 単第0 -0010 表
剪定工	1	式			Y1H060106 レベル3
樹木剪定 【作業区分】		本			Y1H06010601レベル4
高木剪定 幹周30cm未満	4	本			V00SE01 00 単第0 -0011 表
高木剪定 幹周30cm未満以上幹周60cm未満	2	本			V00SE02 00 単第0 -0013 表

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
高木剪定 幹周60cm未満以上幹周90cm未満	2	本			V00SE03 00 単第0 -0014 表
高木剪定 幹周90cm未満以上幹周120cm未満	2	本			V00SE04 00 単第0 -0015 表
高木剪定 幹周120cm未満以上幹周150cm未満	1	本			V00SE05 00 単第0 -0016 表
高木剪定 幹周150cm未満以上幹周180cm未満	1	本			V00SE06 00 単第0 -0017 表
高木剪定 幹周180cm未満以上幹周210cm未満	1	本			V00SE07 00 単第0 -0018 表
高木剪定 幹周210cm未満以上幹周240cm未満	1	本			V00SE08 00 単第0 -0019 表
高木剪定 幹周240cm未満以上幹周270cm未満	1	本			V00SE09 00 単第0 -0020 表
高木剪定 幹周270cm未満以上幹周300cm未満	1	本			V00SE10 00 単第0 -0021 表
剪定時高所作業車運転 トラック架設リフト・ブーム型(直伸式) 作業床高さ12m	1	日			S9349 00 単第0 -0022 表

本工事費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
運搬処理工					Y1H060115 レベル3
	1	式			
樹木運搬 【殻種別】		m3			Y1H06011501レベル4
トラック運転 2t積					V0BSU01 00
	2	日			単第0 -0023 表
＊＊直接工事費＊＊ #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費 計算情報…… 対象額…… 率……					

本工事費 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
※※工事原価※※					
一般管理費率分 計算情報…… 対象額……… 率………					前払補正率…
一般管理費計					
※※工事価格※※					
※※消費税相当額※※ 計算情報…… 対象額……… 率………					
※※工事費計※※					

施工単価表

頁0 -0007

樹木管理（伐採） チェンソー伐り

V00BS1

單第0 -0001 表

10

本 当り

幹周20cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0008

チェンソー運転
80cc 鋸長600mm

V0003

單第0 -0002 表

目 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0009

樹木管理（伐採） チェンソー伐り

V00BS2
幹周20cm以上30cm未満

單第0 -0003 表

10

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0010

樹木管理（伐採） チェンソー伐り

V00BS3
幹周30cm以上60cm未満

單第0 -0004 表

10

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0011

樹木管理（伐採） チェンソー伐り

V00BS4
幹周60cm以上90cm未満

單第0 -0005 表

10

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

樹木管理（伐採） チェンソー伐り

V00BS5
幹周90cm以上120cm未満

單第0 -0006 表

10

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

樹木管理（伐採）

V00BS6

單第0 -0007 表

10

本 当り

幹周120cm以上150cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

樹木管理（伐採）

V00BS8

單第0 -0008 表

10

本 当り

幹周150cm以上200cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

樹木管理（伐採）

V00BS9

單第0 -0009 表

10

本 当り

幹周200cm以上250cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

伐採時高所作業車運転

S9349

單第0 -0010 表

目 当り

トラック架設リフト・ブーム型(直伸式) 作業床高さ12m

[illegible]

施工単価表

頁0 -0017

高木剪定
幹周30cm未満

V00SE01

單第0 -0011 表

10

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0018

トラック運転
2t積

V000000100

單第0 -0012 表

1

台 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0019

高木剪定
幹周30cm未満以上幹周60cm未満

V00SE02

單第0 -0013 表

10

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0020

高木剪定
幹周60cm未満以上幹周90cm未満

V00SE03

單第0 -0014 表

10

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0021

高木剪定
幹周90cm未満以上幹周120cm未満

V00SE04

單第0 -0015 表

10

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0022

高木剪定

V00SE05

單第0 -0016 表

10

本 当り

幹周120cm未満以上幹周150cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0023

高木剪定

V00SE06

單第0 -0017 表

10

本 当り

幹周150cm未満以上幹周180cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0024

高木剪定

V00SE07

單第0 -0018 表

10

本 当り

幹周180cm未満以上幹周210cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0025

高木剪定

V00SE08

單第0 -0019 表

10

本 当り

幹周210cm未満以上幹周240cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0026

高木剪定

V00SE09

單第0 -0020 表

10

本 当り

幹周240cm未満以上幹周270cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0027

高木剪定

V00SE10

單第0 -0021 表

10

本 当り

幹周270cm未満以上幹周300cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0028

剪定時高所作業車運転

S9349

單第0 -0022 表

1

目 当り

トラック架設リフト・ブーム型(直伸式) 作業床高さ12m

[illegible]

施工単価表

頁0 -0029

トラック運転
2t積

V0BSU01

單第0 -0023 表

1

目 当り

[illegible]